

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、翌日)

土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

二 (一) 保安林予定森林の所在場所

氣高郡鹿野町大字河内字イモリ山一九七六の一から二九七六の五
まで、二九七八から二九八一まで

二 (二) 指定の目的

土砂の流出の防備

三 (一) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3 (一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字西小鹿字加市一一〇、一一三、字片倉一四二、

(二) 指定の目的

の五まで、一一〇九から一二一一まで

五の一、一一〇六、一一〇七、字ゲン浪一一〇八の一から一一〇八

の五まで、一一〇九から一二一一まで

一四三、一四五、一四七、一四九、一五〇、一五一の一、一五一の二、
二、一五一から一五五まで、一五六の一、一五六の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計
画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

四 (一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字大江字ソフヶ畠一八五六、字上ミ鹿垣一二二七、

字今礎ノ三一五三九

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をができる立木は、八頭地域森林計
画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

五 (一) 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八東町大字奥野字清水一九一、一九一の一、一九一の二、
一九六の一、大字妻鹿野字都合一七三七

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をができる立木は、八頭地域森林計
画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六 (一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字ヘシ路九一八の六二、九一八の六三、大

字来見野字上ヘ倉一三一一の九、一三一一の二八から一三一一の三

〇まで、一三一一の三三、一三一二の一から一三一二の四まで、一

三一二の七から一三一二の九まで、一三一三の一から一三一三の五

まで、大字根安字小茅野三六二、三六三、三六四の三、字谷口下モ

平五三三の二四、五三三の四一、大字岩屋堂字シテ谷三三〇の二、

三三五、大字三倉字ヲトシ三五の一、三五の二、字西河内奥一一七

一の五五

(二) 指定の目的

- 一〇 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- (1) 保安林予定森林の所在場所
 八頭郡河原町大字片山字乙水出七三三、七三五、七三六、字中尾八七九、八八二から八八四まで、八八六、八八七
- (2) 指定の目的
 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- (1) 保安林予定森林の所在場所
 八頭郡郡家町大字落岩字山口七〇九の二〇
- (2) 指定の目的
 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件

- 一一 (1) 保安林予定森林の所在場所
 八頭郡郡家町大字落岩字山口七〇九の二〇
- (2) 指定の目的
 土砂の崩壊の防備
- 一二 (1) 保安林予定森林の所在場所
 岩美郡国府町大字上荒舟字畠ノ谷四四六、四四六の一、四四七、字上地谷口六九三、大字宮ノ下字矢谷六三九
- (2) 指定の目的
 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- (1) 保安林予定森林の所在場所
 気高郡野町大字河内字角戻平四一八四の一、四一八四の一〇、四一八四の一四、四一八四の一五
- (2) 指定の目的

一七 (1) 保安林予定森林の所在場所
西伯郡名和町大字御来屋字東屋敷一〇六六、一〇七一の一
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(2) 指定の目的
西伯郡名和町大字御来屋字東屋敷一〇六六、一〇七一の一
1 立木の伐採の方法
土砂の崩壊の防備

(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林
計画で定める標準伐期令以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次とのとおりとする。

一八 (1) 保安林予定森林の所在場所
西伯郡岸本町大字番原字大山渡瀬四一六から四一八まで、字大

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 指定の目的
西伯郡陰田町字一四九五
1 立木の伐採の方法
土砂の崩壊の防備

(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林
計画で定める標準伐期令以上のものとする。

二〇 (1) 保安林予定森林の所在場所
西伯郡西伯町大字阿賀字大谷山一三八七、一三九一、一三九二
2 立木の伐採の限度
次とのとおりとする。

(1) 指定の目的
西伯郡西伯町大字阿賀字大谷山一三八七、一三九一、一三九二
1 立木の伐採の方法
土砂の崩壊の防備

(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林
計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(2) 指定の目的
西伯郡岸本町大字番原字大山渡瀬四一六から四一八まで、字大
煙四四五から四四七まで、四五一の一
1 立木の伐採の方法
土砂の崩壊の防備

(1) 指定の目的
西伯郡岸本町大字番原字大山渡瀬四一六から四一八まで、字大
煙四四五から四四七まで、四五一の一
1 立木の伐採の方法
土砂の崩壊の防備

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二二 (1) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡会見町大字浅井字谷奥山ノ壹七五五の三〇から七五五の

三二(1)まで

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林
計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二三 (1) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字吉原字畠口九九八、一〇〇〇、大字御机字西
荒堀一九九、字向山七三三、大字下蚊屋字邊谷三三三、三三六の

一、三三六の二

2 立木の伐採の限度

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林
計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二四 (1) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町大字金持字フロノ崎一八三四、一八三五、大字秋
繩字カヤケ平一一〇七、一一〇八

2 立木の伐採の限度

(2) 指定施業要件

土砂の崩壊の防備

(3) 指定の目的

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林
計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林
計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二五

(一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字上萩山字中萩三三四

(二) 指定施業要件

土砂の崩壊の防備

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

保安林の所在場所

郡	町	大字	字	地番	住	所	氏名
岩美	国府	楠城	保木谷平	四八八	岩美郡国府町大字楠城	野村	甚七
"	"	下木原	畠谷頭	"	"	岸田	とら
"	"	"	"	"	"		
"	高岡	網野	"	"	"		
"	"	九一八	"	"	"		
"	"	九一八の一	"	"	"		

分明である最後の森林所有者

鳥取県知事

石

破

二

朗

明

朗

朗

鳥取県告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第二項の規定に基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不分明であり、同法第三十三条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないの
で、同法第八十九条の規定によりその内容を国府町役場に掲示したから、
同法同条の規定により告示する。

昭和四十三年八月六日

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林
計画で定める標準伐期令以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

00066

第3959号 (第三種郵便物認可)

9

昭和43年8月6日 火曜日

鳥取県公報

神護

神原

五四四

四七九

大字神垣

塚本義春 前田節男 松島多太郎
 前田增平 熊藏光吉 永次

前田増平
 山本裕

大字高岡
 大阪府北河内郡四条畷町南野

岩美郡国府町大字高岡
 松江市雜賀町

九四六の一

九四二

九三九

九三三

九三三の一

九三一

九三一

九五

九四の一

九二四

九三の一

九三

九三の一

九二

九三

九一〇

九一九

九一九の一

深谷

九一九

横尾

九二

天王尾

九三

横道の下

九三

蛇段平

九三

柄ヶ坂

九五

穴水

九三

池の谷

九三

大北谷平

九三

讓大平

九三

大柳内平

九三

神垣	松尾東平	小橋豊実
上荒舟	鎌ヶ谷	霜村りえ
荒舟	崩御ヶ平ル	西垣幸一
"	"	前田幸吉
上荒舟	五一七の四	霜村こと
"	五一七の五	野崎義雄
"	五一七の六	松田繁治
荒舟	六五五の一六	木下
"	六五五の四一	木下紀子
"	六五五の四二	湯谷安弘
"	六五八の第一	山中恒子
"	六五八の三	木下崇
"	六五九の四	福田金蔵
大口繩谷	六五四の四	福田房藏
苅尾ヶ谷	六四五の一	福田たま
ソウ山	六四五の二	福田義治
二タマタ平	"	福田文造
岩美郡国府町三島町小坪井	大阪府阿部野区阪南町西五丁目一〇	岩美郡国府町三島町中河原
鳥取市吉方町	鳥取市吉方町三〇七ノ三	鳥取市吉方町
岩美郡国府町三島町中河原	岩美郡国府町三島町小坪井	大阪府阿部野区阪南町西五丁目一〇

00068

新井	陰ナメ	三五七の一	大字新井	土橋銀蔵
"	"	三五七の二	"	井戸垣善十郎
"	"	三五八の一	"	"
"	"	三五九の一	"	"
上地	赤豆谷	九三五の第一	"	"
"	薺巣谷	九三五の次	"	"
管野	高平	九五一	"	"
"	池ヶ平ル	九五九	"	"
坂畑	九八二	九八二	"	"
"	九九一	九九一	"	"
薺巣谷	九三八	九三八	"	"
小屋の谷	七五の一	七五の一	"	"
"	七五の第二	七五の第二	"	"
大石	六三〇	六三〇	大字上地	中村繁藏
"	六三〇の第一	六三〇の第一	"	"
向畑ケ	六三四	六三四	霜村伊勢松	"
中溝	六五九	六五九	谷口彦藏	"
"	六六一	六六一	野津兵一郎	土橋銀蔵
大石	六四九	六四九	谷口梅藏	井戸垣善十郎
"	六八六の第一	六八六の第一	霜村弁藏	"
念仏谷	六八八の一	六八八の一	山本要太郎	"
"	六九〇	六九〇	山本清蔵	"

六九〇の第一

六九七

六九八

七〇〇

八六九

六七八

八八七の一

二三三

二三八

二三九

二五二

二五四

二六二

二六四

二七三

二七四

七五の第四二

五七五の第三

五五三

五二七

九八一の一

一〇五四

一〇七八

九六四の二

九八二

九八二の一

北海道釧路市大樂毛二丁目五番地

近江瑞穂

岡本木藏

太田新一

大字石井谷

大字石井谷

大字吉野

管野

石井谷

雨瀧

橋本

菅野

松尾

滝の口

奥宝川

天狗松

横尾

油木谷

古手見

コ手見

乙甫谷

清水

サブウスピ

ソフシ谷

殿林

坂畑

猪路谷日向平

掘り作

大ナル山

上カクレ

中田

八山

小谷

野津こと

須崎幸造

須藤よね

村尾甚次郎

村尾源次郎

松川清市

松尾

森原喜平

清水清蔵

野津重三郎

山本巖

太田さめ

谷口真藏

00070

鳥取県告示第五百六十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年八月六日から用途廃止した。

昭和四十三年八月六日

場	鳥取県知事	石	破	二	朗
	所		面	(平方 公頃)	用 途
鳥取市卯垣字下ハザマ二二八ノ一番地先から			三四・五六	"	水路敷
二二九ノ一番地先まで	一〇一・七〇				
二二七ノ三番地先から					
二二八ノ二番地先まで					
二四六ノ一番地先	六・六〇				
二四五番地先	一八・四四				
二二三ノ一番地先から	九六・六一				
二二八ノ七番地先まで	一一一・〇〇				
二四四ノ一番地先	七六・七五				
二四五番地先	五六・一〇				
二四七ノ二番地先	三六・〇〇				
二四六ノ一番地先	四一・四五				
二四七ノ二番地	"	道路敷			

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十三年八月八日 午後一時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 (一) 明るく正しい選挙推進指導者研修会の開催について

(二) 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙の結果について

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

昭和四十三年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十三年八月六日